

Vol.78

今回は **所得税・個人住民税**

相談事例  
紹介

# 会員相談室

中島 孝一 (神田支部・電話相談)

**電話相談**  
受付 午前10時～11時50分  
時間 午後1時～2時40分  
**03-3354-8520**

**事前予約**  
面接相談・随時相談  
**03-5919-7157**

※ご利用の際は、事前に東京税理士会ホームページ(会員専用ページ)の「会員相談室のご案内」をご覧ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度

**事例1** 平成27年度改正により、平成27年4月1日以後に給与所得者等がふるさと納税を行った場合には、所得税の確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」が創設された。

給与所得者等が、同特例制度を適用し、所得税の確定申告は行わないこととした場合において、所得税の寄附金控除(所得控除)に係る所得控除額はどのように控除されるのか。

**回答** ワンストップ特例制度の適用要件を満たす給与所得者等は、一定の手続を行えば、国税である所得税相当額が地方税である個人住民税から控除されることになった。

なお、所得税及び個人住民税に係る寄附金控除額の合計額は、道府県民税から5分の2・市町村民税から5分の3がそれぞれ控除される。

### 1 ふるさと納税制度の仕組み

ふるさと納税制度は、寄附金税制の仕組みを活用して、自らが納める個人住民税の一部をその者の住所地団体から他の地方団体へ移す効果を持つ制度であり、平成20年度改正により導入された。

また、平成27年度改正により、マイナンバー等を活用した手続の簡素化を行うまでの当分の間の特例として、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設された。

### 2 ふるさと納税ワンストップ特例制度のあらまし

確定申告を行わない給与所得者等(寄附者)は、ふるさと納税を行う際、個人住民税課税市町村に対する寄附の控除申請を寄附先団体が寄附者に代わって行うことを要請できることになり、その要請を受けた寄附先団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知することになった。

本特例制度が適用される場合には、寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額は、寄附者の翌年度の個人住民税から控除される。

### 3 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けるための手続等

#### (1) 申告特例通知書の送付

地方団体に対しふるさと納税を行った者(申告特例対象寄附者)は、当分の間、寄附金税額控除を受けようとする場合には、個人住民税の申告書の提出に代えて、寄附先地方団体の長に対し、その寄附先地方団体の長から寄附者の翌年1月1日現在における住所所在地の市町村に寄附金税額控除に関する事項を記載した書面(申告特例通知書)の送付を求めることができる。

また、道府県民税についても本特例制度の適用を受ける場合には、寄附先団体に対し、市町村民税に係る申告特例通知書の送付の求めと併せて、道府県民税に係る申告特例通知書の送付の求めを行うことになる(地法附則7①・⑧)。

#### (2) 申告特例対象寄附者の範囲

申告特例対象寄附者は、地方団体に対し寄附金を支出する年分の所得税について確定申告書を提出する義務がないと見込まれる者、又は給与収入が2,000万円以下であり所得税の確定申告書の提出を要しないと見込まれる者であって、地方団体に対する寄附金について寄附金税額控除を受ける目的以外に、寄附翌年度の個人住民税所得割について個人住民税の確定申告書の提出を要しないと見込まれる者に限られている(地法附則7①かっこ書き・⑧かっこ書き)。

(3) 申告特例の求めを行う地方団体の数の制限  
申告特例通知書の送付の求めは、申告特例対象寄附者がその求めに係る地方団体に対する寄

附金を支出する年に、申告特例通知書の送付の求めを行う地方団体の数が5以下であると見込まれる場合に限り行うことができる(地法附則7②・⑨)。

#### (4) 申告特例控除額の控除

ふるさと納税に係る寄附金を支出した寄附者から、申告特例通知書の送付があった場合には、住所所在地の課税団体は、その者の所得割額から申告特例控除額を控除する。

申告特例控除額は、特例控除額に一定割合を乗じて得た金額とするものであり、寄附者は現行のふるさと納税に係る所得税の確定申告書を提出した場合と同額の控除が受けられることになる(地法附則7の2)。

#### (5) 適用関係

本特例は、平成27年4月1日以後に支出する寄附金について適用され、税額控除は平成28年度分の個人住民税から適用される。

### 4 その他の改正(控除限度額の引上げ)

平成27年度改正により、特例控除額の上限が個人住民税所得割の1割から2割に引上げられ(地法37の2②、314の7②)、平成28年度分以後の個人住民税から適用される。

## 国外転出時課税制度における相続した株式が未分割の場合の取扱い

**事例2** 平成27年7月10日に甲が死亡し、被相続人甲の相続財産には国外転出時課税の対象資産(有価証券等)に該当する上場株式が1億2,000万円(相続開始時の価額)含まれており(遺言書はなし)、甲の相続人は居住者である長男と非居住者に該当する長女の2人である(各相続人は相続放棄の手続を行っていない)。

被相続人甲は、非居住者への相続に係る譲渡所得課税(国外転出時課税)の申告が必要である場合に該当するが、準確定申告の期限までに相続人である長男と長女との間で上場株式の分割協議が確定していない(未分割である)。

上記の場合において、被相続人甲の相続人はどのように準確定申告を行うのか。

**回答** 未分割である上場株式は、居住者である長男と非居住者に該当する長女が法定相続分(2分の1)により相続したものとみなし、長女の相続分(1億2,000万円×1/2=6,000万円)に対し、被相続人甲に譲渡所得税が課税されるものとして準確定申告を行う。

その後、分割協議が確定し、非居住者に該当する長女が上場株式を相続しなかったとしても、準確定申告に係る更正の請求を行うことはできない。

また、分割協議が確定し、非居住者に該当する長女が上場株式のすべてを相続したとしても、準確定申告に係る修正申告は不要である。

### 1 国外転出時課税制度のあらまし

国外転出時課税とは、次の①から③に掲げる時に対象資産(上場株式などの有価証券等)の譲渡等があったものとみなし、対象資産の含み益に対し所得税及び復興特別所得税が課税される制度である(個人住民税は課税されない)。

① 対象者が国外転出する時(所法60の2)

② 対象者(居住者である贈与者)が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の全部又は一部を贈与する時(所法60の3)

③ 対象者(居住者である被相続人)に相続が開始し、相続等により国外に居住する相続人等(非居住者)が対象資産の全部又は一部を取得する時(以下「国外相続時課税」という)(所法60の3)

### 2 国外相続時課税のあらまし

(1) 非居住者が相続等により取得した対象資産に係る譲渡所得課税

国外相続時課税とは、相続開始の時に1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者が死亡し(以下「適用被相続人等」という)、非居住者(国外に居住する親族等:相続人等)が対象資産の全部又は一部(以下「相続対象資産」という)を取得した場合には、その相続開始の時に適用被相続人等が相続対象資産を譲渡等したものとみなし、その相続対象資産の含み益に対し所得税が課税される制度であり、平成27年7月1日以後の相続等について適用されている(所法60の3①～③)。

#### (2) 適用被相続人等

上記(1)の一定の居住者とは、相続開始の時に、次の①及び②のいずれにも該当する居住者をいい、その者が国外相続時課税の適用被相続人等になる(所法60の3⑤)。

① 相続開始の時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。

② 相続開始の前日10年以内において、国内に5年を超えて住所等を有していること。

### 3 国外相続時課税に係る相続対象資産が未分割の場合

#### (1) 準確定申告の期限

適用被相続人等の相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日(相続人が出国する場合には、その出国の時)までに、その年の各種所得に国外相続時課税の適用による所得税を含めて準確定申告及び納税を行わなければならない(所法60の3①～③、125①、129)。

#### (2) 申告期限までに相続対象資産が未分割の場合

相続税の申告期限は、相続人等が相続開始を知った日の翌日から10月以内(相法27①)とされているため、適用被相続人等の相続対象資産が、上記(1)の準確定申告の期限までに未分割である場合も想定されるが、相続対象資産が未分割の場合には、非居住者が法定相続分により相続したものとみなし準確定申告を行うことになり(通則法5②)、その後には相続対象資産の分割が確定しても、修正申告・更正の請求を行うことはできない。

#### (3) 平成28年度税制改正要望

金融庁では、上記(2)の申告期限まで相続対象資産が未分割の場合における現行規定について、課税の適正性を図る観点から、次の措置を講ずることを要望していた。

#### (2) 施策の必要性

………非居住者への相続に係る譲渡所得課税の特例に関しても、遺産分割協議確定による修正申告や更正の請求を認めることにより課税の適正性の確保を図るものである。

なお、平成27年12月16日に公表された平成28年度税制改正大綱(案)では、「一定の事由により当初申告と異なることとなった場合において、税額が増加するときは修正申告書を提出しなければならない、税額が減少するときは更正の請求ができる(大綱35頁)」旨の記述がある。

注)内容は、平成27年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。